

# 農機具

# 損害共済



## 特長 ① 短期補償型

契約期間は1年間。年1回の書き換えで加入額アップに対応できます。

## 特長 ② 加入金額は5万円から

新品価格の範囲内で1台5万円から最高2,000万円まで加入できます。

## ⚠️ ご注意ください! ご加入される方へ

お手元の加入申込書に記載されている機種、メーカー名、型式、機体番号等を確認の上、相違がある場合、また、今後、農機具を買い替えた場合は速やかに近隣のNOSAIへご連絡願います。変更の手続き(組合の承認)をした後でなければ、事故が発生しても共済金をお支払いできません。

このリーフレットは、農機具共済制度の概要をご説明したものです。補償内容、免責事項等の詳細は『重要事項説明書』『ご契約内容確認パンフレット』等をご覧ください。また、ご不明な点については近隣のNOSAIへお問い合わせください。

## 重要事項

### 契約概要

農機具損害共済の内容をご理解いただくための事項です。

### 注意喚起情報

ご契約に際して特にご注意ください事項です。

## ●加入資格

契約概要

注意喚起情報

組合員資格を有し、農機具を所有又は管理する者

## ●加入できる農機具

契約概要

注意喚起情報

加入者が所有または管理する未使用の状態を取得された農機具に限ります。

### 普通農機具

- 乗用トラクター
  - 自脱型・普通型コンバイン
  - 田植機
  - 米・麦乾燥機
  - ロータリー
  - 防除機
- など一般農業用機械について加入できます。

### 特殊農機具

- モア
  - テッターレーキ
  - ベーラー
  - フォーレージハーベスター
  - マニユアスプレッダー
- などの畜産関係の用途に使用する機種について加入できます。

### 附属装置

乗用トラクターのロータリー、コンバイン・ハーベスターの結束機については、本体農機具の附属装置としてセットで加入できます。  
※これら以外の附属装置については、本体農機具の附属装置として取り扱うことができないため、附属装置単体での加入となります。

## ●加入できない農機具

契約概要

注意喚起情報

- 新調達価額が5万円未満の農機具（新調達価額とは、同一の機種で同銘柄、同性能の新品の市場価格です。）
- 事故に遭い未だ復旧していない農機具（復旧するために、中古農機具を購入した場合も含まれます。）
- 中古で購入した農機具（付保割合条件付実損てん補特約を付ける場合は、審査により加入することができます。）
- 販売を目的とする農機具
- 破損している農機具
- 試験研究等に使用する農機具
- 常時水没のおそれのある建物に格納されている農機具（※火災共済のみ加入できます。）
- 台風等の警告が発せられた地域にある農機具（※火災共済のみ加入できます。）
- その他共済事故が発生することが相当の確実さをもって見通される場合または共済事業の本旨に照らし、他の加入者との間に著しく衡平を欠き、共済事業の適正な運営が確保できなくなるような事由がある農機具
- 通常使用する目的が農作業用とは認められないもの（除雪機、ショベルローダー、フォークリフト、コイン精米機、建設用機械（ホイールローダー、油圧ショベル、クローラダンプ））
- リース物件にかかる農機具は次の条件を満たさなければ加入できません。
  - ① リース利用者が農機具共済の加入資格者であること
  - ② 中古のリース物件でないこと
  - ③ リース期間中、物件に損害を与えたことによりリース会社から損害賠償責任を求められる契約となっていること
  - ④ リース利用者と組合との間で共済関係が締結されること。共済事故に伴う共済金は原則所有者（リース会社）に支払われますのでご注意ください。
- 園芸施設共済の共済目的となる附帯施設は農機具共済に加入できません。  
附帯施設に該当するものは温湿度調整施設（冷暖房機、ボイラー等暖房施設、冷房施設、カーテン装置等）、照明施設（電照ランプ等）、自動制御施設（サーモレコーダー、環境制御盤等）、発電施設などは加入できません。

## ●共済責任期間は

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間は1年とし、加入申込書に記載されている共済責任期間の開始日（加入申込書記載の責任開始日を過ぎてから共済掛金等の払込みがあった場合は払込日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

※共済掛金等の払込方法は、原則、口座振替とさせていただきます。

## ●ご加入できる金額は

契約概要

注意喚起情報

加入の単位は農機具1台ごとの加入となります。共済金額は、農機具1台ごとに新調達価額の範囲内で、5万円から2,000万円まで加入できます。

※新調達価額とは、事故の時（その時）の加入農機具と同一の機種で、同一または類似の性能を有する新品の市場価格により定められます。市場価格は毎年変動します。

# 対象となる事故／火災共済・総合共済

契約概要

## 火災共済

格納中の事故を補償

火災



加入機体以外からの出火による火災  
※総合共済の場合、加入機体からの自発火も補償します。

落雷



破裂爆発



物体の飛来落下



衝突接触



鳥獣害



盗取り損

盗難による盗取またはき損  
(盗難による汚損は除きます。)



## 総合共済

格納中の事故及び稼働中の事故を補償※

火災共済で対象となる事故にプラスして、下記の自然災害等が対象となります。

風水害



雪害



その他の自然災害



墜落



転覆



異物の巻き込み



## その他の稼働中の事故

- その他の稼働中の事故とは
- ①クローラが横切れで中央部まで達して断裂している場合
  - ②収穫物の巻き込みによる損害
  - ③ミッションの損害
  - ④コントロールボックスの損害
  - ⑤ぬかるみからの引上げ及びぬかるみから脱出する際に生じた損害
  - ⑥稼働中の動力伝達装置(PTO)、油圧駆動装置(油圧シリンダー等)の損害

※農機具の主電源を入れた時点またはエンジンを始動した時点で稼働中と判断します。  
※農作業中の事故を補償します。

**注意** ・地震等担保特約を付けなければ地震及び噴火並びにこれらによる津波により発生した損害は補償されません。  
・水稻、麦乾燥機などの機体における稼働中の火災事故は、総合共済に加入しないと補償されません。

## ご注意ください

契約概要

注意喚起情報

1. 次のような事由によって発生した損害に対しては、共済金をお支払いできません。

- 加入者またはその者の法定代理人の故意若しくは重大な過失または法令違反による損害
- 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然消耗により発生した損害 ● 故障 ● 共済目的の紛失
- 地震及び噴火並びにこれらによる津波(地震等担保特約を付けたときを除きます。) ● 外傷が無いもの
- タイヤ、チューブ、ベルト、刃、タイン等の消耗部品のみにより発生した損害 ● 消耗部品の損害による波及損害
- 潤滑油(グリース、オイル)不足による焼付け等の損害 ● ユニバーサルジョイント(トラクターとアタッチメントをつなぐジョイント)の損害
- 日常の整備点検を怠ったために発生した損害
- ①ボルト・ナット等のゆるみにより発生した損害 ②ベルト・チェーン等の張りの調整不良により発生した損害
- ③タイヤの空気圧の調整不良により発生した損害 ④フィルター類・ラジエータ等の汚れ・目詰まり等により発生した損害
- ⑤バッテリー液の不足、ターミナルの腐食により発生した損害 ⑥規格外部品・燃料・潤滑油等の使用により発生した損害
- ⑦破損箇所を放置したことにより発生した波及損害 ⑧雨ざらし・極端な汚れの放置等により発生した損害
- オーバーヒートにより発生した損害 ● 凍結によって発生した損害 ● 農作業以外の使用目的により発生した損害
- 損害の状況を証明するものがない場合(損害を与えた物や損害部位の損害写真がない場合など。特に内部損傷(ミッションの損害)等)
- 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。)
- 事故発生通知をしなかった場合や不実の通知をした場合 ● 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 核燃料物質に起因する事故による損害 ● 正当な理由がないのにNOSAIへの調査の妨害があった場合
- 共済金請求関係書類に不実の表示や偽造・変造があった場合 ● 共済金の請求を3年間しなかった場合
- 農機具の使用目的以外の作業に使用して発生した損害

2. 加入された農機具が上記の対象となる事故により損害を受けた場合、事故発生後1年以内に復旧しなければなりません。復旧しなかった場合は、時価損害額でのお支払いとなります。

3. 損害額が新調達価額の100分の5または1万円のいずれか低い額に満たない場合は、共済金をお支払いできません。(損害額には消耗部品の金額は含まれません。)

# 免責の適用について

契約概要

注意喚起情報

## ●総合共済

- ・普通物件における支払対象事故について免責を適用します。
- ・特殊物件に免責は適用しません。ただし、※印の場合には免責が適用されます。

## ●火災共済

- ・※印の場合に免責が適用されます。
- ・火災共済は格納中の事故に限られます。例えば、火災共済に加入しているトラクターで、圃場で事故にあった場合は共済金支払対象となりません。

免責割合	具体的事例
<b>10%</b>	接触・衝突・墜落・転覆の事故
<b>20%</b>	キャビンガラスの衝突・接触（同一機種で同一責任期間内での事故2回目以降に対し適用）
<b>30%</b>	稼働中の異物の巻き込み
	耕起中にロータリー等が土中の石に接触した事故
	稼働中のフロントローダーの接触もしくは衝突による事故 （フロントローダーで作業し損害が生じたすべての事故に対して適用）
<b>40%</b>	農機具の運搬中又は乗降作業中に発生した事故
	稼働中の収穫物の巻き込み
<b>50%</b>	稼働中のクローラの断裂（横切れで半分以上切れた場合に対象） <b>注意1</b>
	稼働中のミッションの損害（オイル不足は除きます。分解時の写真が必要です。）
	稼働中のコントロールボックス（自動制御装置）の損害（野外放置などによる管理不良の故障は除きます。）
	ぬかるみから引上げ及びぬかるみから脱出する際に生じた損害 <b>注意2</b>
	稼働中の動力伝達装置（PTO）、油圧駆動装置（油圧シリンダー等）の損害 <b>注意3</b>
	稼働中に接触又は衝突に伴うタイヤの破損（パンク・消耗・劣化によるものは除きます。）
	※事故報告が事故日より6ヶ月以上遅れた場合
<b>100%</b> （対象外） <b>注意4</b>	※共済目的の紛失
	※原因不明又は整備不良による損害
	※外傷が無いもの
	※消耗部品のみが発生した損害又は消耗部品の損害の波及損害
	※共済目的に存在する欠陥、疲労、摩耗、磨滅、腐食、さび、その他自然消耗により発生した損害
	※事故報告が事故日より1年以上遅れた場合
	※メーカーの製造者責任（新品で購入後、1年以内に走行部、電装関係等に外傷がなく作動しなくなったもの。） 稼働中のユニバーサルジョイント（トラクターとアタッチメントをつなぐジョイント）の損害

**注意1** クローラの断裂については、横切れで中央部まで達して断裂している場合に支払対象となります。

**注意2** 引上げ料については、農機具業者及び専門業者により、クレーン、ユニックの工作作業機械により引上げを行った場合は5万円（税込）を上限、作業機を使用してロープ・ワイヤー等で引上げた場合は、1万円（税込）を上限に支払対象とします。

**注意3** 内部に組み込まれているコントロールバルブ等の詰まり又は部品の消耗による動作不良はお支払できません。

**注意4** 上記以外の共済金をお支払い出来ない損害については、P3（ご注意ください）をご参照願います。

## ●損害額から控除される主な消耗部品等

契約概要

注意喚起情報

クローラ、タイヤ、チューブ、ベルト（Vベルト）、チェーン、ブッシュ（ゴム）、ゴムホース、爪、刃、タイン、ナイフ、フォーク、エンジンオイル、ミッションオイル、ブレーキオイル、デフオイル、グリース、バッテリー、バッテリー液、クーラント（ラジエータの不凍液）、燃料、ブレーキシュー（ブレーキパッド）、クラッチディスク、パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、ボルト（ネジ）、ナット、シム、スプリング、ピストンリング、Oリング、メタル、点火プラグ、スパイラルシャフト（スパイダー）、ワイヤー、エレメント類（フィルター）、電球（バルブ）、搬入料、搬出料、廃棄料、出張費、修繕材料費、部品送料、洗浄料、写真代、文書作成料（見積書、廃棄証明書など）、基本料

- 注意**
- ・上記に記載されている主な消耗部品は一例です。これ以外の消耗部品の判定は、農機具共済損害評価審査会等で損害評価員が審査して決定します。消耗部品は原則損害額から控除されます。
  - ・共済目的以外からの火災により損害を受けた場合、消耗部品は控除しません。
  - ・ゲリラ豪雨や台風などで水害にあった場合、損害防止義務等の履行状況を調査確認のうえ、農機具共済書類審査会等で損害評価員が審査し復旧のために必要な修理と判断される場合は、消耗部品も損害額として認定します。

## 基本契約

### ● 火災共済(120円/10万円当たり)

加入金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
共済掛金	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円

### ● 総合共済(普通370円 特殊1,200円/10万円当たり)

加入金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
普通共済掛金	3,700円	7,400円	11,100円	14,800円	18,500円	37,000円	55,500円	74,000円
特殊共済掛金	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円	60,000円	120,000円	180,000円	240,000円

# ● 共済金のお支払い

契約概要

注意喚起情報

災害共済金は次の式によってお支払いいたします。

$$\text{災害共済金} = \text{注1 損害額} \times \text{注3 (1-免責割合)} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

注1：修理費用に消耗部品等が含まれている場合は、原則消耗部品代が控除され、損害額となります。

注2：損害が発生してから原則、1年以内に復旧しなかった場合は、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなります。

注3：事故態様等により定めている免責が適用され、加入者の過失相当分は損害額から控除します。

## ● 共済金支払のお支払例

例えば…

新品価格(新調達価額)600万円のコンバインで稲刈り作業中、収穫物を巻き込み、搬送・脱穀部分を損傷。修理にかかる費用が25万円であった場合。

● 免責割合…収穫物の巻き込みにより40%適用

### 例1 総合共済に600万円加入していた場合(普通共済掛金22,200円)

新品価格  
いっぱいの  
加入

$$\text{災害共済金 } 150,000\text{円} = \text{損害額 } 250,000\text{円} \times \text{免責 } (1-0.4) \times \frac{\text{加入共済金額 } 600\text{万円}}{\text{新調達価額 } 600\text{万円}}$$

● 臨時費用担保特約を付けていた場合、災害共済金に加え「臨時費用共済金」が支払われます。(損害割合=免責後の損害額÷新調達価額)

$$\text{臨時費用共済金 } 15,000\text{円} = \text{加入共済金額 } 600\text{万円} \times \text{損害割合 } 2.5\% \times 10\%$$

### 例2 総合共済に300万円加入していた場合(普通共済掛金11,100円)

新品価格  
半分の加入

$$\text{災害共済金 } 75,000\text{円} = \text{損害額 } 250,000\text{円} \times \text{免責 } (1-0.4) \times \frac{\text{加入共済金額 } 300\text{万円}}{\text{新調達価額 } 600\text{万円}}$$

● 臨時費用担保特約を付けていた場合、災害共済金に加え「臨時費用共済金」が支払われます。(損害割合=免責後の損害額÷新調達価額)

$$\text{臨時費用共済金 } 7,500\text{円} = \text{加入共済金額 } 300\text{万円} \times \text{損害割合 } 2.5\% \times 10\%$$

# ●特約ープラスの備えー

## 付保割合条件付実損てん補特約

- 新調達価額が2,000万円を超える農機具や中古で購入した農機具など、新調達価額までの加入ができない農機具についても、共済価額（新調達価額）に約定割合をつけ、一定条件を満たすことで共済金額を限度に損害額を満額補償することができます。  
※中古で購入した農機具の場合は、この特約を付けることが加入の条件となります。  
※この特約に加入する場合は、加入前に現物確認等の加入審査を受けていただきます。
- 共済価額（新調達価額）に約定割合（※1）をつけ、一定の条件（※2）を満たすことで共済金額を限度に修理費用（免責額等差引後の正味損害額）を補償することができます。なお、特約となるため、加入できる農機具の種類や対象となる事故、免責の適用、復旧義務等については、従来どおり適用されます。  
〈※1〉約定割合とは  
新調達価額に乘じる補償割合です。補償割合は、30%を下限に10%きざみで選択できます。  
〈※2〉一定の条件とは  
共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額以上の場合をいいます。満たない場合は、共済金額と新調達価額に約定割合を乗じて得た付保割合に応じて共済金を支払います。
- 中古農機具の加入条件  
購入金額及び製造年月を証明できる書類の提出が加入条件となります。
- 中古農機具の加入上限  
時価額か購入金額のいずれか低い金額が加入上限となります（最低額2万円）。
- 共済掛金等の目安  
この特約に加入する場合、必ず約定割合（30%～100%）を選択していただきます。  
なお、共済金額と約定割合の選択により共済掛金等は変わります。

区分	約定割合に応じた掛金(共済金額100万円の場合)							
	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
火災共済	2,285円	1,920円	1,695円	1,542円	1,428円	1,339円	1,269円	1,200円
総合共済	普通	8,123円	6,611円	5,674円	5,034円	4,567円	4,210円	3,929円
	特殊	31,947円	25,582円	21,433円	18,521円	16,347円	14,590円	12,000円

## ●共済金支払のお支払例

### 例えば…

トラクターを格納庫から出そうとした際に格納庫の柱へ衝突する事故が発生し、修理費用が21万円の損害を受けた場合  
※修理費用に消耗部品等が含まれている場合は、原則消耗部品代が控除されます。  
(修理費用21万円のうち、1万円が消耗部品)

### ①正味損害額の算出方法

(修理費用21万円-消耗部品1万円)-免責額2万円=正味損害額18万円

免責額2万円  
(21万円-1万円)×10%  
≪例えば≫の事故状況の場合、衝突による損害のため、10%の免責割合が適用されます。

### ②支払共済金の算出方法

◎：約定割合50%を選択し、共済金額270万円に加入の場合 (普通共済掛金：15,319円)

18万円 (正味損害額) ×  $\frac{270\text{万円(共済金額)}}{500\text{万円(新調達価額)} \times 50\%(\text{約定割合})}$  (= 250万円) → **180,000円** (支払共済金)  
一定の条件を満たしているため、加入上限まで正味損害額を補償  
※全損の場合、支払共済金は、270万円

○：約定割合50%を選択し、共済金額250万円に加入の場合 (普通共済掛金：14,185円)

18万円 (正味損害額) ×  $\frac{250\text{万円(共済金額)}}{500\text{万円(新調達価額)} \times 50\%(\text{約定割合})}$  (= 250万円) → **180,000円** (支払共済金)  
一定の条件を満たしているため、共済金額まで正味損害額を補償  
※全損の場合、支払共済金は、250万円

△：約定割合60%を選択し、共済金額270万円に加入の場合 (普通共済掛金：13,591円)

18万円 (正味損害額) ×  $\frac{270\text{万円(共済金額)}}{500\text{万円(新調達価額)} \times 60\%(\text{約定割合})}$  (= 300万円) → **162,000円** (支払共済金)  
一定の条件を満たしていないため、一部補償  
※全損の場合、支払共済金は、270万円

## 臨時費用担保特約

- 災害共済金に加えて臨時費用共済金（共済金額に損害割合の10%を乗じた額）をお支払いします。
- 加入者等が共済事故に直接起因し、200日以内に死亡または後遺障害を被ったとき、加入共済金額の30%をお支払いします。（50万円を限度とします。）
- 加入者等が共済事故に直接起因し、30日以上入院加療（他覚症状のないものは除きます。）を要したとき、加入共済金額の5%をお支払いします。（20万円を限度とします。）  
※加入者等とは、①加入者②加入者と同じ世帯に属する親族③加入者の使用人をいいます。
- 共済掛金は、10万円当たり以下の額が基本契約の共済掛金に加算されます。

火災共済		28.5円
総合共済	普通	53.5円
	特殊	136.5円

## 継続申込特約（一括払い）

- 共済関係が継続する期間（2年、3年、4年または5年のいずれかの期間）分の共済掛金を一括して払い込みます。継続特約期間に応じて共済掛金が割引かれます。
- 継続特約期間中でも加入共済金額の増額または減額ができます。

## 共済掛金等分割払特約

- 共済掛金を2回に分けて払い込むことができます。ただし、共済掛金の額が10万円以上の場合に限ります。
  - 分割共済掛金が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係は解除されます。
- ※猶予期間は、払込期限の翌日から起算して14日間となります。

## 自動継続特約

- 3年間は毎年の更新手続きが不要となり、同内容の契約が自動継続されます。毎年の更新手続きの忘失による責任期間の中断が防止できます。

## 地震等担保特約

- 地震及び噴火並びにこれらによる津波の事故により被害を受けた場合に、次式により地震等災害共済金をお支払いします。

$$\text{地震等災害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額} \times 0.5}{\text{新調達価額}}$$

※損害割合が5%以上の場合から加入共済金額の50%を限度として支払対象となります。

- 共済掛金は、10万円当たり以下の額が基本契約の共済掛金に加算されます。

火災共済		125円
総合共済	普通	125円
	特殊	125円



### ● 加入共済金額が新品価格を上回った場合

注意喚起情報

農機具損害共済約款では加入共済金額が新品価格を上回っていた場合、その超過した金額を取り消すことができると定められています。加入共済金額が新品価格を上回っていた場合、全損になったときでも、災害共済金は新品価格を超えてお支払いすることができません。



# 共済金お支払いまでの流れ

契約概要

## 加入者

### ■事故発生の通知

共済目的に損害が発生した場合、速やかにNOSAIにご連絡ください。  
 損害の算定のため、NOSAIの事故確認まで事故に遭われた共済目的の撤去処分や修理は行わないようにお願いします。

### ■必要書類の準備

NOSAI職員が共済金請求のために必要となる書類等についてご説明いたします。  
 ・修理報告書（見積書は受け付けられません）、復旧通知書、廃棄証明書、購入証明書など

## NOSAI

### ■事故確認

事故に遭われた共済目的の受損箇所の被害写真をとらせていただくとともに、事故状況や受損箇所、事故原因などについてお伺いいたします。  
 他の保険等に加入がある場合はお知らせください。

### ■農機具共済損害評価書類審査会

事故確認での聞き取り、提出いただいた書類等をもとに、農機具共済損害評価員による審査を行い、損害額や免責等を決定します。

### ■共済金の算定

農機具共済損害評価書類審査会での決定内容に基づき、共済金を算定します。  
 ※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。  
 （重要事項説明書及び本リーフレットの「ご注意ください」の注意事項をご確認ください。）

## 共済金のお支払い

## ●NOSAIからのお願い

注意喚起情報

次の場合には、速やかにお近くのNOSAIへご連絡ください。

- ご加入された農機具に万が一事故が発生した場合。事故報告により、事故現場や農機具の破損状況、破損部品等を確認いたします（修理前の写真が必要です）。事故報告が遅れますと、免責の対象となりますのでご注意ください。
- 廃棄、譲渡、買替え等や加入申込書記載事項に変更が生じた場合。

## 大切な農機具の日常点検をお願いします！

注意喚起情報

ボルトやナットのゆるみ、オイルの量、ベルト・チェーン等の張りの調節など、日常点検をお願いします。万が一、事故等が発生し、その原因が日常点検不足・メンテナンス不良のときには、共済金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。



NOSAIの農機具共済があなたの大切な財産を守ります。

### ◆加入や事故に関するお問い合わせはお近くのNOSAIへ◆

- 県北基幹センター／住所 〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10番50号  
TEL 代表：019(601)7491 資産共済課：019(601)7494
- 県南基幹センター／住所 〒023-0023 奥州市水沢字八反町52番地1  
TEL 代表：0197(25)6631 資産共済課：0197(47)3287
- 本所／住所 〒025-0025 花巻市下根子821番地  
TEL 代表：0198(29)5939 資産共済課：0198(29)5909